

OGUNET 利用要領

この要領は、大阪学院大学ならびに大阪学院大学短期大学部の保有するネットワークの円滑な運用とモラルの維持およびセキュリティ対策のために本要領を定めています。

主旨

第1条

当要領は、大阪学院大学ならびに大阪学院大学短期大学部（以下「本学」と言う）の保有するネットワーク（以下「OGUNET」と言う）の円滑な運用とセキュリティ確保のために定めるものとする。また、利用者が良識的行動規範を持って臨めるようにするとともに、基準違反行為に対する措置並びに罰則及びその適用手続きを明らかにすることを目的とするものである。

利用目的

第2条

OGUNET はその利用を通じ本学の教育・学術研究の向上に関して一助となることを目的とする。

利用資格

第3条

- (1) 本学の専任教職員
- (2) 本学の大学院生、学部生、短期大学部生ならびに通信教育部生
- (3) その他、本学が利用を認めたもの

2.前項に関わらず、利用者が OGUNET 利用停止の措置をうけている場合は、利用を認めないものとする。

3.OGUNET の利用にあたっては、本学が実施する OGUNET に関するオリエンテーションを受講しなければならない。

利用申請

第4条

本学の保有するコンピュータならびに関連する機器を通じて OGUNET を利用する場合は、あらかじめ別に定める申請方法に基づき、承認を得て、アカウント（ユーザー名・パスワード）の交付を受けなければならない。

利用者の責任

第5条

利用者は、OGUNET の利用にあたり、次の各号に関して責任を負わなければならない。

- (1) 利用者がネットワーク上で行う通信の内容。

- (2) 利用者がネットワークで提供する情報。
- (3) 利用者がネットワークを利用することにより生じた損害。

禁止事項

第6条

利用者は、OGUNETの利用にあたっては、以下の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 本学のシステムに損害もしくは不利益を与える行為。
- (2) 公序良俗、建学の精神に反する行為。
- (3) アカウントの貸借やパスワードの第三者への開示。
- (4) 他者に対する誹謗・中傷など人権を侵害する行為。
- (5) 他者に対する損害または不利益を与える行為。
- (6) 著作権および特許権の知的財産権を侵害する行為。
- (7) ウイルス、ワームなど情報資源を破壊、またはこれらの侵入を目的としたプログラムを作成、配布する行為。
- (8) 故意に機器等を損壊すること、またはこれにつながる行為。
- (9) 許可されていない情報資源を見たり、入手したり、破壊する行為。
- (10) 本学の許可を受けずに本学所有のネットワーク機器やソフトウェアの機能など、その全てまたは一部を変造すること。
- (11) 本学の許可を受けずにネットワーク機器（ルータやハブ等）を設置しネットワークに接続したりすること。
- (12) その他 OGUNET およびこれに接続する他のネットワークの正常な維持および運用を妨げる行為。

Wi-Fi 利用

第7条

Wi-Fi 利用にあたっては、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) ウイルス対策が施されていない機器を接続してはならない。
- (2) 学習または研究ならびに就職活動を目的として利用すること。
- (3) 利用に際して本学の許可なしに Wi-Fi 機器(アクセスポイント、ルータ等)の設置をしてはならない。

他のネットワークとの通信

第8条

OGUNET と接続する他のネットワークとの通信に関しては、接続先のネットワークの利用規程および接続のために経由するネットワークの利用規程を遵守しなければならない。

違反行為に対する措置

第9条

本学は、禁止行為が発生もしくは発生する恐れがある場合、これを調査することができる。

2.本学は、前項の調査の結果、禁止行為が認められた場合、一定期間利用を停止もしくは利用許可を喪失させることができる。

利用制限

第10条

OGUNET ならびに関連システムは、原則として常時利用できる。ただし、保守・障害等のために、これらの利用の制限もしくは停止することができる。

2.OGUNET を利用制限もしくは停止する場合は、予めその旨を利用者に通知する。ただし、緊急止むを得ない場合はこの限りでない。